

会員制貸室・ラウンジ施設「リクロス」利用規則

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この規則(以下「本利用規則」といいます。)は、株式会社JR東日本ビルディング(以下「当社」といいます。)が「サピアタワー」(東京都千代田区丸の内一丁目7番12号(住居表示)の建物をいい、以下「当建物」といいます。)において運営する会員制貸室・ラウンジ施設「リクロス」(以下「当施設」といいます。)の利用について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本利用規則で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「貸室」とは、当施設のうち、当施設利用者が有償で占有利用することができる執務室又は会議室をいいます。

(2)「共用部分」とは、当施設のうち、貸室以外の部分であって、ラウンジ部分その他当施設利用者が共用により無償(料飲サービス等付帯サービスに係る料金を除きます。)で利用できる部分をいいます。

(3)「室料」とは、貸室の占有利用に係る料金をいいます。

(4)「付帯サービス料」とは、室料以外の料金であって、料飲サービス、機材レンタルサービスその他当社が直接又は取次ぎにより有償で提供するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)に係る料金をいいます。

(5)「キャンセル料」とは、貸室又は付帯サービスの利用について当社がその予約をとくにお受けした場合において、当該予約の取消し(当社の都合又は事由による取消しの場合を除きます。)に係る料金をいいます。

(6)「同伴団体」とは、第7号に掲げる個人会員、第8号に掲げる利用登録者又は第12号に掲げるビジターが当施設の利用を目的として当施設を利用の都度自らその代表者となって随時組織する団体をいいます。

(7)「個人会員」とは、あらかじめ当施設を利用することができる資格(以下「個人会員資格」といいます。)を取得のうえ、自己又はその同伴団体のために当施設の利用を申し込み、かつ当施設を利用することができる個人をいいます。

(8)「利用登録者」とは、次号に掲げる法人会員が、その役員又は従業員の中から、自己又はその同伴団体のために当施設の利用を申し込み、かつ当施設を利用できる者として、あらかじめ当社に届け出た者をいいます。

(9)「法人会員」とは、あらかじめ当施設を利用することができる資格(以下「法人会員資格」といいます。)を取得のうえ、その届け出た利用登録者又その同伴団体のために当施設を利用することができる法人をいい、次号に掲げる一般法人会員及び第11号に掲げる限定法人会員から成ります。

(10)「一般法人会員」とは、法人会員のうち、その届け出た利用登録者又はその同伴団体の利用に係る室料、付帯サービス料又はキャンセル料(以下、室料、付帯サービス料及びキャンセル料を総称して、「当施設利用料金」といいます。)を自ら毎月末日締め一括後納の方法で支払う法人をいいます。

(11)「限定法人会員」とは、法人会員のうち一般法人会員以外の法人をいい、その届け出た利用登録者又はその同伴団体の利用に係る当施設利用料金を当該利用登録者にその都度支払わせる法人

をいいます。

(12)「ビジター」とは、個人会員又は利用登録者以外の個人であって、当施設を利用の都度当社の承諾を得て、自己又はその同伴団体のために当施設の利用を申し込み、かつ当施設を利用することができる者をいいます。

(13)「当施設利用申込者」とは、当施設の利用を申し込み、かつ当施設を利用できる個人会員、利用登録者又はビジターをいいます。

(14)「当施設利用者」とは、当施設利用申込者による利用申込みに基づき当施設を利用することができる当施設利用申込者又はその同伴団体の構成員をいいます。

(15)「メンバーズカード」とは、個人会員であること又は法人会員が届け出た利用登録者であることを証するために、当社が会員に対して無償又は有償で発行し、貸与する記名式の証明書をいいます。

(16)「入会金」とは、個人会員資格又は法人会員資格(以下、個人会員資格及び法人会員資格を総称して「会員資格」といいます。)の取得に係る料金をいい、その有効期間は1年間です。

(17)「更新料」とは、会員資格の有効期間満了に伴う有効期間の延長(1年間)に係る料金をいいます。

(18)「発行手数料」とは、メンバーズカードの発行(発行が有償の場合に限ります。)に係る料金をいいます。

(19)「会員料金」とは、個人会員もしくは利用登録者又はその同伴団体に適用されるべき当施設利用料金の額をいいます。

(20)「ビジター料金」とは、ビジター又はその同伴団体に適用されるべき当施設利用料金の額をいいます。

(21)「本利用規則等」とは、本利用規則のほか、当社が当建物又は当施設の利用に関して会員に対して随時通知し、開示し、又は当建物又は当施設において当施設利用者に対して随時通知し、開示する規定、規則、通知等をいいます。

(22)「本契約」とは、当施設の利用に関して、本利用規則に基づき、当社と会員又はビジターとの間で成立する契約をいいます。

第2章 会員

(利用要件)

第3条 当施設の利用を希望する個人又は法人(以下「入会希望者」といいます。)は、個人会員又は法人会員(一般法人会員もしくは限定法人会員)の区分に従って、あらかじめ会員資格を取得し、個人会員又は法人会員(以下、個人会員及び法人会員を総称して「会員」といいます。)になっていただく必要があります。ただし、ビジターとして当施設の利用を希望する個人は、この限りではありません。

2 入会希望者が法人の場合であって、入会金、更新料、発行手数料、当施設利用料金その他当社に対するお支払いを支店、営業所、部署その他入会希望者の組織単位ごとに区分することを希望する場合には、あらかじめ当該組織単位ごとに会員資格を取得していただく必要があります。

(会員資格の取得)

第4条 入会希望者は、本利用規則の内容をあらかじめ承諾し、当社指定の入会申込書に氏名(法人の場合には、その名称並びに代表者又はその代理人の氏名)、住所(同、その所在地)、連絡先(同、

その連絡担当者の氏名及び連絡先)、一般法人会員と限定法人会員の別(法人の場合に限ります。)その他必要事項を記入し、押印(同、代表者又はその代理人の名義によるものとします。)のうえ当社に提出し、会員資格の取得(以下「入会」といいます。)をお申し込みください。この際に、当社は、入会希望者(法人の場合に限ります。)に対して当該法人に関する資料の提出を申し受けることがあります。

2 入会希望者が法人の場合には、前項の入会申込書の提出と同時に、その役員又は従業員の中から利用登録者として登録しようとする者(以下「利用登録希望者」といいます。)をあらかじめ指名し、当社指定の登録申請書にその者の氏名、住所、連絡先その他必要事項を記入のうえ届け出てください。この場合において、入会希望者は、当社に対する個人情報の開示について、連絡担当者及び当該利用登録希望者全員の承諾をあらかじめ得ておいていただくものとし、当社は、開示された個人情報について、善良なる管理者の注意をもってこれを管理し、かつ当該個人情報を本人との連絡の目的以外には使用しません。

3 当社は、前各項により提出された書類を受領後、入会を承諾したときは、入会希望者に対して入会承諾書を発行し、かつ次条第1項の入会金に係る請求書を発行します。当社が入会を承諾しないときは、その旨の連絡を差し上げます。なお、当社は、入会の諾否にかかわらず、前各項により提出された書類を一切返却しません。

4 当社が次条第1項の入会金を受領したときに、入会希望者は会員資格を取得して会員となり、入会希望者が法人の場合には、その届け出た利用登録希望者はその法人会員が届け出た利用登録者となります。また、その時点で、本利用規則に基づき入会希望者と当社の間で本契約が成立するものとします。この場合における本契約並びに本契約に基づく会員資格の有効期間は、次条第1項により当社が入会金を受領した日から前項の請求書に記載の当社指定支払期限日の1年後の日の属する月の末日までとします。

5 当社は、入会希望者(入会希望者が法人の場合には、その届け出た利用登録希望者を含みます。)が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがあると当社が判断したときは、当該入会希望者の入会を承諾しないことがあります。

- (1) 入会希望者の名義人が実在せず、関係法令に基づき設立された法人でない場合
- (2) 入会希望者が法人の場合において、その届け出た利用登録希望者の名義人が存在せず、又は利用登録希望者が入会希望者の役員もしくは従業員でない場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であることを当社又は第三者に伝えた場合もしくは当社が認めた場合
- (4) 第1項又は第2項の規定により提出された書類の記載内容に虚偽があった場合
- (5) 過去において、発行手数料、当施設利用料金その他当社に対する債務の支払いが当社指定支払期限日までに履行されなかった場合、又は当施設の利用に関して関係法令又は本利用規則等に違反したことがある場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、会員として不適切と当社が判断した場合

6 当社は、本契約が成立した後であっても、会員(法人会員の場合においては、その届け出た利用登録者を含みます。)が前項各号の一に該当することが判明したときは、ただちに本契約を解除することがあります。当社は、このことによって会員又は第三者が被った損害の賠償について一切責任を負いません。

(入会金)

第5条 前条第3項により当社が入会を承諾したときは、当該入会希望者に対して、個人会員又は法人会員の区分に従い、別表「料金表」に掲げる額の入会金のお支払いを申し受けます。この場合には、当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。入会金のお支払いが当社指定支払期限日までになかったときは、当社は、前条第1項の入会申込みがなかったものとして取り扱います。

2 前項により納入された入会金は、事由の如何にかかわらず、一切返金いたしません。

3 当社は、何ら予告なしに入会金の額を変更することがあります。この場合において、変更後の入会金は、その変更日以降の入会申込み受付け時から適用します。その変更日の前にすでに当社がお受けした申込みに係る入会金については、変更前の額を適用します。

(メンバーズカードの発行)

第6条 当社は、次条第1項により入会金を受領したときは、個人会員に対しては本人の氏名その他必要事項をその券面に記載したメンバーズカード1枚を、法人会員に対しては、10枚を上限に、法人会員の名称、利用登録者の氏名その他必要事項をその券面に記載したメンバーズカードをそれぞれただちに無償で発行し、貸与します。

2 法人会員が、第4条第1項の入会申込み時又は本契約の有効期間中において、11名以上の利用登録者の登録を希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってその旨をお申し込みください。当社がこれを承諾したときは、当該申込みに係るメンバーズカードを有償で発行し、貸与します。この場合において、当社は、当該法人会員に対して、メンバーズカードの発行枚数(10枚を超過した枚数とします。)に応じ、別表「料金表」に掲げる額の発行手数料のお支払いを申し受けますので、当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。発行手数料のお支払いが当社指定支払期限日までになかったときは、当社は、この申込みがなかったものとして取り扱うことがあります。

3 法人会員がその届け出た利用登録者の名義の変更を希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってその旨をお申し込みください。当社がこれを承諾したときは、変更後に新たに利用登録者になった者に係るメンバーズカードを有償で発行し、貸与します。この場合において、当社は、当該法人会員に対して、メンバーズカードの発行枚数に応じ、別表「料金表」に掲げる額の発行手数料のお支

払いを申し受けますので、前項に定める銀行振込みの方法によりお支払いください。また、変更後に利用登録者でなくなった者に係るメンバーズカードをただちに返納してください。発行手数料のお支払いが当社指定支払期限日までになかったときは、当社は、この申込みがなかったものとして取り扱うことがあります。

4 当社は、何ら予告なしに発行手数料の額を変更することがあります。この場合において、変更後の発行手数料は、その変更日以降のメンバーズカードの発行申込み受け付け時から適用します。その変更日の前に当社がお受けした発行申込みに係る発行手数料については、変更前の額を適用します。

5 法人会員は、前各項によりメンバーズカードが発行され、貸与されたときは、本利用規則の内容をその届け出た利用登録者に対して周知のうえ、当該メンバーズカードをその券面に記載された名義に従いその届け出た利用登録者にそれぞれ携行させてください。この場合においても、法人会員は、貸与されたメンバーズカードの管理に関する責任を免れるものではありません。

6 個人会員又は利用登録者が自己又はその同伴団体のために当施設を利用しようとするときは、その都度、メンバーズカードを当施設の受付窓口にご提示いただきます。

7 メンバーズカードは、善良なる管理者の注意をもって大切に保管してください。

8 メンバーズカードの有効期間は本契約の有効期間と同一とし、その有効期間以外は使用することができません。

9 メンバーズカードは、その券面に記載された名義人以外の者は使用することができません。

10 メンバーズカードは、その券面に記載された名義人以外の者に譲渡し、又は貸与することができません。

11 会員(法人会員の場合においては、その届け出た利用登録者を含みます。)が前3項の規定に違反して当社が損害を被った場合(メンバーズカードの紛失又は盗難が発生した場合を除きます。)には、そのメンバーズカードを貸与されていた会員に対してその損害の賠償を申し受けます。この規定は、第11条第2項による本契約の解除を妨げるものではありません。

(メンバーズカードの紛失又は盗難)

第7条 メンバーズカードの紛失又は盗難が発生したときは、ただちにその旨を当社に通知のうえ、遅滞なく当社指定の届出書に必要事項を記入してご提出ください。

2 メンバーズカードの紛失又は盗難により当社が損害を被った場合には、そのメンバーズカードを貸与されていた会員に対してその損害の賠償を申し受けます。ただし、会員が前項の届出書を提出した場合には、提出日の前日以降に発生した損害について免責されるものとします。

3 前項ただし書にかかわらず、会員(法人会員の場合には、その届け出た利用登録者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合には免責されません。この規定は、第11条第2項による本契約の解除を妨げるものではありません。

- (1) 故意又は重大な過失によりメンバーズカードの紛失又は盗難が発生した場合
- (2) メンバーズカードが、個人会員又は利用登録者の関係者(個人会員又は利用登録者の家族、同居人等をいい、法人会員の場合には、その届け出た利用登録者以外の役員、従業員等を含みます。)によって使用された場合
- (3) 本利用規則等の規定に違反した状況においてメンバーズカードの紛失又は盗難が発生した場合
- (4) メンバーズカードの紛失又は盗難に関して当社が行う調査に協力しない場合

(メンバーズカードの再発行)

第8条 メンバーズカードの紛失、盗難、汚損その他の事由により、会員がメンバーズカードの再発行を別途当社が定める手続きに従って申し込み、当社がこれを承諾した場合には、当社はメンバーズカードを有償で再発行し、貸与します。この場合において、当社は、当該会員に対して、メンバーズカードの発行枚数に応じ、別表「料金表」に掲げる額の発行手数料のお支払いを申し受けますので、当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。発行手数料のお支払いが当社指定支払期限日までになかったときは、当社は、この申込みがなかったものとして取り扱うことがあります。

2 当社は、何ら予告なしに発行手数料の額を変更することがあります。この場合において、変更後の発行手数料は、その変更日以降のメンバーズカードの再発行申込み受付け時から適用します。その変更日の前に当社がお受けした再発行申込みに係る発行手数料については、変更前の額を適用します。

(変更事項の届け出)

第9条 会員は、第4条第1項又は同条第2項により当社に提出された会員に関する情報に変更(法人会員が届け出た利用登録者の名義の変更を除く。)が生じたときは、別途当社が定める手続きに従って、すみやかにその旨を届け出てください。

(本契約の更新)

第10条 本契約は、本契約の有効期間満了日の1ヶ月前までに会員又は当社から相手方に対して特段の異議を申し出ない限り、自動的に更新され、その有効期間は1年間延長されるものとし、その後の有効期間満了時においてもこの例によるものとします。この場合において、本契約に基づく会員資格及びメンバーズカードの有効期間も、本契約と同様に延長されるものとします。なお、本契約の有効期間満了日の1ヶ月前までに会員又は当社から相手方に対して本契約終了の旨を書面により通知したときは、本契約は、従前の有効期間満了日をもって終了します。

2 前項により本契約が更新されるときは、当社は、あらかじめ当該会員に対して、個人会員又は法人会員の区分に従い、別表「料金表」に掲げる額の更新料のお支払いを申し受けます。この場合には、

当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。このお支払いが完了したときは、ただちに当社にご連絡ください。更新料のお支払いが当社指定支払期限日までになかったときは、本契約は、従前の有効期間満了日をもって終了します。

3 本契約の更新にあたり、法人会員が一般法人会員から限定法人会員への変更又はその逆の変更を希望する場合には、別途当社が定める手続きに従って、本契約の有効期間満了日の1ヶ月前までにその旨をお申し出ください。この場合には、本契約が更新されたときに、一般法人会員であった法人会員は限定法人会員に、限定法人会員であった法人会員は一般法人会員にそれぞれ変更されるものとします。

4 第2項により納入された更新料は、事由の如何にかかわらず、一切返金いたしません。

5 当社は、何ら予告なしに更新料の額を変更することがあります。この場合において、変更後の更新料の額は、その変更日以降の本契約更新時から適用します。

(契約の解除)

第11条 会員は、本契約の有効期間中であっても、当社所定の手続きに従ってその1ヶ月前までに当社に書面により通知することにより、本契約を解除することができます。

2 当施設の利用にあたり、会員(法人会員の場合には、その届け出た利用登録者を含みます。)に次の各号の一に該当したときは、当社は、本契約の有効期間中であっても、ただちに本契約を解除することができます。当社は、このことにより会員又は第三者が被った損害の賠償について一切責任を負いません。

(1) 発行手数料、当施設利用料金その他当社に対する債務の支払いが当社指定支払期限日までに履行されなかったとき

(2) 関係法令又は本利用規則等に違反したとき

(3) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生、会社整理等の申立があったとき

(4) 法令違反又は不公正な営業等の行為により、著しく社会的信用を失墜したとき

(5) 前各号に掲げる事由のほか、当社が会員として不適切と判断したとき

3 前2項により本契約が解除された場合であっても、すでに当社に納入された入会金、更新料その他の金員は返金いたしません。

4 当社は、当施設の営業の取止めその他止むを得ない事由があるときは、本契約の有効期間中であっても、その1ヶ月前までに会員に対して書面により通知することにより、本契約を解除することができます。当社は、このことにより会員又は第三者が被った損害の賠償について一切の責任を負いません。

(契約の終了時又は解除時の取扱い)

第12条 第10条第1項又は同条第2項により本契約が終了し、又は第4条第6項もしくは前条各項により本契約が解除された場合には、本契約に基づく会員資格及びメンバーズカードもそのときをもつ

て効力を失います。会員であった者(限定法人会員であった者の場合には、その届け出た利用登録者であった者を含みます。)は、本契約の有効期間中に係る発行手数料、当施設利用料金、損害賠償その他当社に対する支払いが残っているときは、その支払いを遅滞なく行うものとします。

2 会員に貸与されていたメンバーズカードは、第10条第1項又は同条第2項により本契約が終了し、又は第4条第6項もしくは前条各項により本契約が解除されたときは、そのとき以降、使用することができません。この場合には、会員であった者は、貸与されていたメンバーズカードの全部をただちに当社に返納してください。会員であった者(法人会員であった者の場合には、その届け出た利用登録者であった者を含みます。)がこれに違反して当社が損害を被った場合には、当社は、当該会員であった者(違反者が利用登録者であった者の場合には、その利用登録者であった者を届け出た法人会員であった者として)に対して損害の賠償を申し受けます。

3 本契約の有効期間中において当社がすでにお受けした予約は、本契約が終了し、又は解除されたときは、その日(第10条第1項により本契約が終了した場合においては、本契約終了の旨を書面により通知した日、第11条第1項もしくは同条第4項により本契約が解除された場合においては、本契約解除の旨を書面により通知した日とします。)をもって取り消されたものとして取り扱います。この取消しによりキャンセル料が発生する場合には、当社は、第18条の規定を準用して、会員であった者(限定法人会員であった者の場合には、その届け出た利用登録者であった者として)に対してキャンセル料のお支払いを申し受けます。

第3章 当施設の利用等

(営業日)

第13条 当施設の営業日は、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、年末年始その他当社があらかじめ定める休業日を除く日とします。ただし、当建物又は当施設の保守、点検、修理等の都合により何ら予告なく休業することがあります。

(営業時間及び利用時間単位)

第14条 当施設の営業時間は、当施設の営業日において、次に掲げるとおりとします。ただし、当建物又は当施設の保守、点検、修理等の都合により何ら予告なく変更することがあります。

月曜日～金曜日 9時から18時まで

土曜日 10時から18時まで

(利用料金)

第15条 当施設の利用に係る室料もしくは付帯サービス料の額は、会員又はビジターの区分に従い、別表「料金表」に掲げるとおりとします。

2 室料は、1時間を利用時間単位として、当社の承諾を得てその利用を開始したときから当社に届け出てその利用を終了したときまで(第20条各項により当社が利用を途中停止したときは、そのときまでとします。)の経過時間に応じて算定するものとし、その経過時間に利用時間単位未満の端数が発生した場合には、これを利用時間単位に切り上げて適用します。ただし、利用時間単位超過の端数が30分未満の場合には、これを30分に切り上げ、別表「料金表」に掲げる30分超過料金を適用します。

3 付帯サービス料は、利用時間にかかわらず、利用1回(第20条各項により当社が利用を途中停止したときを含みます。)ごとに適用します。

4 キャンセル料の額は、予約に係る室料もしくは付帯サービス料の額をその算定基礎とします。

5 当社は、何ら予告なしに室料又は付帯サービス料の額を変更することがあります。この場合において、変更後の室料又は付帯サービス料は、その変更日以降の利用申込み時又は予約の取消し時から適用します。その変更日の前に当社がすでにお受けした予約に係る室料又は付帯サービス料については、変更前の額を適用します。

(利用目的)

第16条 当施設は、執務又は会議の目的でのみ利用することができます。これ以外の目的で利用することはできません。

(利用の申込み)

第17条 当施設は、当施設利用申込者が、本利用規則等の内容をあらかじめ承諾し、当社指定の利用申込書に当施設利用申込者の氏名(法人会員が届け出た利用登録者の場合には、当該法人会員の名称及び当該利用登録者の氏名とします。)、当施設利用者の員数、連絡先その他必要事項を記入のうえ、メンバーズカード(個人会員又は利用登録者の場合に限ります。)並びに社員証、運転免許証その他当社が定める身分証明書(顔写真付きのものに限ります。)を提示して当施設の利用を申し込み、当社がこれを承諾したときに利用することができます。この場合において、当社は、開示された個人情報について、善良なる管理者の注意をもってこれを管理し、かつ当該個人情報を本人との連絡の目的以外には使用しません。

2 当施設の利用の申込みは、当施設を利用の都度、その直前に当施設の受付窓口でお受けします。ただし、当社がとくに認めたときは、当社が別途定める手続きに従って、事前の予約をお受けすることがあります。

3 利用を希望する貸室又は共用部分が満員その他の都合により利用できない状況にあるときは、当社は、利用開始の延期をお願いし、又は第1項の申込みをお受けしないことがあります。当社は、このことによって当施設利用申込者、法人会員又は第三者が被った損害の賠償について一切の責任を負いません。

4 ビジターについては、当社が第1項の利用申込みを承諾したとき又は第2項の予約をお受けしたときに、当該ビジターと当社の間で本契約が成立するものとし、その有効期間は、本契約成立時から第22条第1項の利用終了申出のときまでとします。

5 当社は、当施設利用申込者が次の各号の一に該当し、又はそのおそれがあると当社が判断したときは、第1項の利用申込みを承諾せず、又は第2項の予約をお受けしないことがあります。当社は、こ

のことによって当施設利用申込者、法人会員又は第三者が被った損害の賠償について一切責任を負いません。この規定は、会員に対して第11条第2項の規定に基づく本契約の解除を妨げるものではありません。

- (1) 当施設の利用又は予約を申し込んだ者が、当施設利用申込者でない場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力であることを当社又は第三者に伝えた場合もしくは当社が認めた場合
- (3) 第1項又は第2項により提出された書類の記載内容に虚偽があった場合
- (4) 第1項により提示されたメンバーズカードが第6条第8項ないし第10項の規定に違反したものである場合、又は第1項により提示された身分証明書が偽造されたものである場合
- (5) 過去において、発行手数料、当施設利用料金その他当社に対する債務の支払いが当社指定支払期限日までに履行されなかった場合、又は当施設の利用に関して関係法令又は本利用規則等に違反したことがある場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、当施設利用申込者として不適切と当社が判断した場合

(キャンセル料)

第18条 当社が前条第2項によりお受けした予約について、当施設利用申込者はその都合によりこれを取り消したとき(当社に何ら連絡なく利用がなかったときは、当施設利用申込者はその都合により当該利用直前に取り消したものとみなします。)、又は当社が第20条第1項によりこれを取り消したときは、当社は、当該予約を申し込んだ当施設利用申込者(一般法人会員が届け出た利用登録者の場合には、当該一般法人会員とします。)に対して、次に掲げる適用基準に基づき、キャンセル料のお支払いを申し受けます。ただし、当社以外の業者が提供する付帯サービスについて当社が取次ぎによりお受けした予約の取消しについては、これとは別に、当該業者が定め、当社が当該予約承諾時に当施設利用申込者に対してあらかじめ開示した適用基準によりキャンセル料のお支払いを申し受けます。

利用予定日当日の取消し 予約に係る室料の100%相当額

(本利用規則等の遵守)

第19条 当施設利用申込者は、自己又はその同伴団体のために当施設を利用するにあたり、本利用規則等を遵守するものとします。

2 個人会員又はビジターは、その同伴団体のために当施設を利用するにあたり、その責任において、当該同伴団体の他の構成員に対して本利用規則等を遵守するようあらかじめ指導するものとし、このことについて当社又は第三者に対して責任を負うものとします。

3 法人会員は、その届け出た利用登録者が自己又はその同伴団体のために当施設を利用するにあたり、その責任において、当該利用登録者に対して本利用規則等を遵守するようあらかじめ指導するほか、当該利用登録者を通じてその同伴団体の他の構成員に対して本利用規則等を遵守するようあらかじめ指導させるものとし、このことについて当社又は第三者に対して責任を負うものとします。

(利用の制限)

第20条 当社は、当施設利用者が次の各号の一に該当し、もしくは該当するおそれがあると当社が判

断したときは、ただちに、第17条第1項の利用承諾を取り消し、同条第2項によりお受けした予約を取り消し、又は当施設利用者が当施設を利用中であっても利用を停止することがあります。当社は、このことによって当施設利用者、法人会員又は第三者が被った損害の賠償について一切の責任を負いません。この規定は、会員に対して第11条第2項の規定に基づく本契約の解除を妨げるものではありません。

- (1) 次条各号に定める禁止行為の一に該当する行為を行ったとき
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会的勢力である場合又は反社会的勢力であることを当社又は第三者に伝えたときもしくは当社が認めたとき
- (3) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言動を行ったときもしくは当社が行ったと認めたとき
- (4) 関係法令及び本利用規則等を遵守せず、又は当社係員の指示に従わなかったとき
- (5) 前各号に掲げる事由のほか、当社が当施設利用者として不適切と判断したとき

2 当社は、前項の場合のほか、天変地異、災害その他当社の責めに帰すことができない事由によって当施設の利用ができなくなったときは、ただちに、第17条第1項の利用承諾を取り消し、同条第2項によりお受けした予約を取り消し、又は当施設利用者が当施設を利用中であっても利用を停止することがあります。当社は、このことによって当施設利用者、法人会員又は第三者が被った損害の賠償について一切の責任を負いません。

(禁止行為)

第21条 当施設の利用にあたり、当施設利用者が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。

- (1) 公序良俗を害すること
- (2) 当施設又は当建物の品位を損なうこと
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会的勢力の利益になる行為を行うこと
- (4) 当施設の他の利用者、当建物の入居者もしくは来訪者その他第三者に危害又は迷惑を及ぼすこと
- (5) 当施設内又は当建物内の静穏を乱すこと
- (6) 当社が利用することを承諾した貸室又は共用部分以外を利用すること
- (7) 当社が定める最大収容人員を超えて貸室を利用すること
- (8) 当施設又は当建物の設備、器具、備品等を汚損し、又は破損すること
- (9) 発火、引火、爆発その他危険な事態を生じるおそれのある物品又は悪臭を発する物品を当施設内、当建物内又は当建物の敷地内に持ち込むこと
- (10) 当施設内、当建物内又は当建物の敷地内で火気を使用すること(当社が指定した場所以外での喫煙を含みます。)
- (11) 当社の承諾なく当施設内に飲食物を持ち込み、これを飲食すること
- (12) 当施設内又は当建物内に盲導犬・介助犬・聴導犬以外の動物を持ち込むこと
- (13) 当施設内、当建物内又は当建物の敷地内で物品の販売、寄付金の募集、宣伝活動(ゼッケンの着用、看板、ポスター、プラカード、旗、幟等の掲出、ビラの配布等を含みます。)その他これに類する行為を行うこと
- (14) 当建物又は当施設の管理運営上支障があると認められる行為を行うこと
- (15) 前各号に掲げる行為のほか、当社が不適切と認めた行為を行うこと

(利用の終了)

第22条 当施設利用申込者は、貸室の利用を終了したとき、又は当施設の利用を終了して当施設を退場しようとするときは、その都度、当施設の受付窓口はその旨をお申し出ください。

2 当施設利用申込者の責めに帰すべき事由により前項の申し出なく貸室の利用を終了し、又は当施設を退場したときは、当社は、室料について、貸室の利用開始時刻から当施設退場時刻又は当施設営業終了時刻までの経過時間に相当する額のお支払いを申し受けることがあります。ただし、当施設退場後(当施設の当日営業時間内に限ります。)に利用終了の旨の連絡があった場合には、その連絡があった時刻をもって利用終了の時刻とみなすことがあります。

(利用料金の支払い)

第23条 当施設利用申込者(一般法人会員が届け出た利用登録者を除きます。)が自己又はその同伴団体のために当施設を利用したとき(第20条各項により当社が利用を停止したときは、当該停止までの利用分とします。)又はその者の申込みに係る予約についてキャンセル料が発生したときは、当該当施設利用申込者に対して当施設利用料金のお支払いを申し受けますので、当社の請求に基づき、その都度、当施設の受付窓口においてお支払いください。これによりがたい場合には、当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。なお、一般法人会員が届け出た利用登録者があらかじめ当施設の受付窓口はその旨を申し出たときは、その利用に係る当施設利用料金の全部又は一部について、当該一般法人会員の支払いによることなく、その利用登録者の負担によりお支払いすることができます。

2 一般法人会員が届け出た利用登録者が自己又はその同伴団体のために当施設を利用したとき(第20条各項により当社が利用を停止したときは、当該停止までの利用分とします。)は、その都度、当該利用登録者に対してその旨の確認(当社がその都度発行する請求明細書(レシート)への署名とします。)を申し受けます。この場合において、当社は、一般法人会員が届け出た利用登録者全員の利用に係る当施設利用料金(一般法人会員が届け出た利用登録者の申込みに係る予約についてキャンセル料が発生した場合には、当該キャンセル料を含みます。)を毎月末日締めで一括集計のうえ当該一般法人会員に対してお支払いを申し受けますので、当社が発行する請求書に基づき、当社が別途指定する支払期限日までに当社指定銀行口座に電信扱いで振り込む方法(銀行振込みに係る手数料は支払者の負担とします。)によりお支払いください。

(施設内の立入り)

第24条 当施設の安全かつ円滑な管理運営のため、当施設利用者が当施設を利用中であっても、当社又は当社が指定する者が当施設内に予告なく立ち入り、当施設の設備、器具、備品等を点検し、必要により適宜の処置を講じることがあります。当社は、このことにより当施設利用者、法人会員又は第三者が被った損害の賠償について一切の責任を負いません。

(損害の賠償)

第25条 当施設の利用にあたり、当施設利用者が当社又は第三者に対して物的又は人的な損害を与えた場合には、当施設の利用を申し込んだ当施設利用申込者(利用登録者の場合には、当該利用登録者を届け出た法人会員とします。)に対してその損害の賠償を申し受けます。この規定は、第11条第2項の規定に基づく本契約の解除を妨げるものではありません。

(当社の免責)

第26条 当社は、次の各号に該当する損害について一切の賠償の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合には、この限りではありません。

(1) 当施設の利用にあたり、盗難、事故、当施設又は当建物の設備、器具、備品等の故障等により当施設利用申込者、法人会員又は第三者が被った損害

(2) 天変地異、交通機関の休止、停電、通信回線の障害等の不可抗力、当建物もしくは当施設の管理運営上の都合その他の事由により当施設の利用ができなかったことに起因して当施設利用申込者、法人会員又は第三者が被った損害

2 当社の故意又は重大な過失により当施設利用者、法人会員又は第三者に対して当社が負担する損害賠償の総額は、当社がすでに受領し、又はこれから受領すべき室料及び付帯サービス料の総額を超えないものとします。

3 本利用規則等のいかなる規定にかかわらず、当社の責に帰すことができない損害については、当社は、当施設利用者、法人会員又は第三者に対して一切の賠償の責任を負いません。

(賃借権等の不存在)

第27条 当社が当施設において提供するサービスは、当施設利用申込者が自己又はその同伴団体のために当施設を第16条の目的で利用できるよう提供するものであり、当施設利用申込者又は法人会員は、本契約の成立をもって当社又は第三者に対して借家権その他一切の権利を主張することができません。

(延滞金)

第28条 発行手数料、当施設利用料金、損害賠償その他等当施設利用申込者又は法人会員が当社に対して支払わなければならない債務が、当社が指定した支払期限日までに履行されなかった場合には、当社は、その者に対して支払期限日の翌日から完済の日まで遅滞金額に対して年14.6%の割合で算定した延滞金(日割計算によります。)のお支払いを申し受けることがあります。

(準拠法及び管轄裁判所)

第29条 本利用規則等の内容その他当施設の利用に関する事項は、日本国において有効な関係法令に準拠するものとし、当施設の利用に関する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本利用規則の変更)

第30条 本利用規則(別表「料金表」を含みます。)は、2008年12月01日に制定したもので、その後何ら予告なしにその全部又は一部を変更することがあります。